特別養護老人ホームにおける特例入所制度について

特別養護老人ホームについては、要介護１又は２の方であっても、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、特例的に入所が認められております。

つきましては、特別養護老人ホームに入所することが必要な方を円滑に入所につなぐことができるよう、「特例入所制度」についてお知らせいたしますので、ご活用くださいますようお願いいたします。

１　対象者

要介護１又は２の方で、以下の要件を満たす方（詳細は次ページのとおり）

①認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
②知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。
④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
⑤上記４要件に準ずる状態が複合的に生じている等、総合的に勘案して在宅生活が困難であり、他の介護サービスの利用が困難であること。

２　お申込み方法（「特別養護老人ホーム入所申込の流れ」参照）

上記１に記載の要件に該当しそうな方がおみえでしたら、施設に直接お申込みの相談をお願いします。

３　制度詳細

特別養護老ホームの入所に関する資料につきましては、NAGOYA かいごネットに掲載しておりますので、ご確認ください。

（https://www.kaigowel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/shido/yusennyusyo.html）

（名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課）

参考　特例入所の要件について

・ 特例入所の判断に当たっての具体的な要件については「名古屋市特別養護老人ホーム優先入所指針」に基づき判断することになりますが、①～③については以下の方を想定しています。
・ 判断に当たっては申込者の方の状態を十分に把握する必要があるため、参考となる資料を提示していただいたり、申込者やご家族の方あるいは介護支援専門員（ケアマネジャー）等にも状況をお伺いします。

① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

（想定される方）

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅳ及びＭの方

※　日常生活自立度Ⅳ…着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等といった症状や行動が見られ、常に目を離すことができない状態。

※　日常生活自立度Ｍ…せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する行動・心理症状が継続する状態等。

② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

（想定される方）

愛護手帳１度、２度及び３度の方

精神障害者保健福祉手帳１級及び２級の方

障害支援区分４、５、６の方

③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。

（想定される方）

身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト（介護や世話の放棄）、経済的虐待等が疑われる方

④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

⑤ 上記４要件に準ずる状態が複合的に生じている等、総合的に勘案して在宅生活が困難であり、他の介護サービスの利用が困難であること。
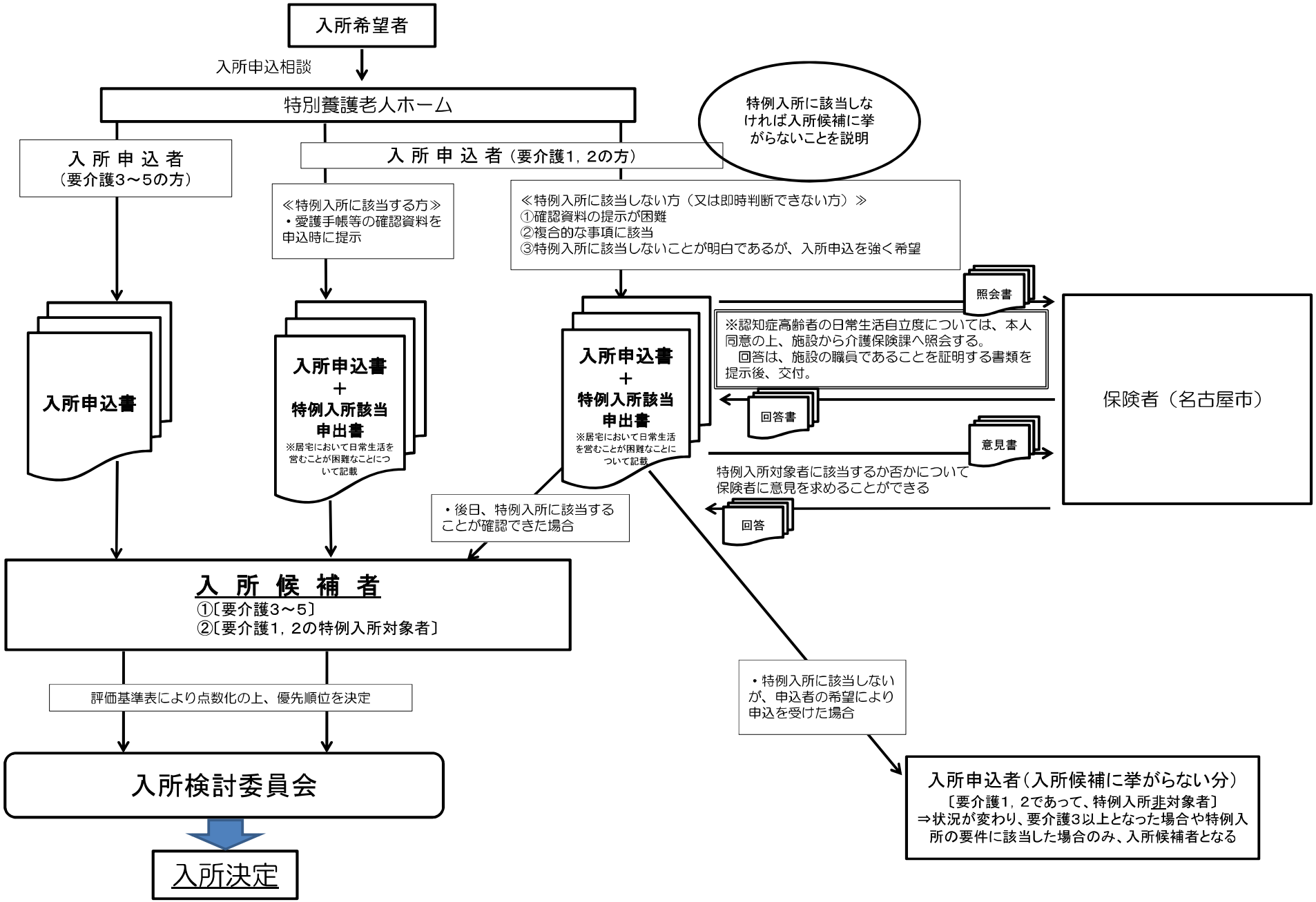
特別養護老人ホーム入所申込の流れ（平成27年4月入所分から）